

平成 25 年 12 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 102 号

平成 25 年 12 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 25 年 11 月 28 日

土庄町長 岡 田 好 平

- 1、 期 日 平成 25 年 12 月 3 日 (火)
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 25 年 12 月 3 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長 (川本貴也君)

おはようございます。

師走に入りご多忙の中、本日は 12 月定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先程、議会広報特別委員長 泊満夫君より、議会広報への掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆様方のご協力をお願いいたします。

また、土庄町職員研修委員会委員長より本会議開会中に、職員研修のため副主幹 2 名を着席させていただきたいと依頼がありましたので、入場の許可をいたしました。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡田町長。

○町長 (岡田好平君)

皆さん、おはようございます。

本日、平成 25 年 12 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、11 月 4 日をもちまして、瀬戸内国際芸術祭 2013 が終了いたしました。豊島及び小豆島への来場者数は、春・夏・秋会期を合わせますと、326,480 人で行われました。誠に多数の方々にご来場いただきまして、喜ばしいかぎりです。町民の方にとりましては、地元の魅力を再発見し、町外の方にとりま

しては、土庄町の魅力を新たに知っていただく場になったことと思っております。

また、内閣府が 11 月 22 日に発表した月例経済報告によりますと、景気は東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているとし、先行きにつきましては、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるとしながらも、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとしております。

本町におきましても、財政比率を堅持しながら、町民ニーズや経済情勢を踏まえ、安全安心なまちづくりを目指し、限られた財源を重点的に配分する考えの基に、平成 26 年度予算の編成作業を行ってまいります。

本日提案の議案につきましては、補正予算関係が 4 件、条例関係が 6 件、財産の無償貸付けについてが 1 件、合計 11 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願いを申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 11 月 26 日、午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 太田和博君。

○議会運営委員長（太田和博君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本委員会は去る 11 月 26 日、午前 9 時 30 分より委員会室におきまして、12 月定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず会期でございますが、本日 3 日から 4 日までの 2 日間を予定しております。

会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査及び審査について各委員長より報告していただき、質疑を行います。

次に、9 月定例会におきまして継続審査になっております平成 24 年度決算の認定について討論、採決を行います。

引き続き執行部より、議案第 1 号から議案第 11 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第 1 号から議案第 11 号までの討論、採決をお願いいたします。

次に、決定第 1 号 土庄町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。次に、閉会中の継続調査申出についての採決をお願いし、散会する予定でございます。

4 日は一般質問を行い、閉会する予定でございます。一般質問につきましては、通告期限であります 11 月 22 日の正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告といたします。

平成25年12月3日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（三枝邦彦君）	9 番（上川正衛君）
10 番（井上正清君）	11 番（太田和博君）	12 番（藤本誠助君）
13 番（川口幸路君）	14 番（川本貴也君）	

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡田好平）	総務課長（難波正樹）
企画課長（糸 英彦）	税務課長（中井俊博）
福祉課長（須浪宏和）	健康増進課長（奥村 忠）
住民環境課長（椎木 孝）	人権対策課長（澤田 穰）
建設課長（樋口英士）	農林水産課長（前田満照）
商工観光課長（宮原正行）	教育総務課長（宮原隆昌）
生涯学習課長（南堀英二）	病院事務長（三木俊明）
水道課長（川本公義）	出納室課長（木下公明）
債権管理室課長（岡田耗使）	総務課課長補佐（川田順也）
総務課係長（三枝恵吾）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

平成25年12月土庄町議会定例会
議事日程（第1号）

（平成25年12月3日招集）

平成25年12月3日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、水道事業特別委員会、病院再編調査特別委員会、観光振興特別委員会、議会改革活性化特別委員会、決算特別委員会）
- 第 4 継続審査 議案第5号 平成24年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定について
- 第 5 議案第 1号 平成25年度土庄町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第 2号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 3号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 4号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 5号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 6号 土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 7号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 8号 土庄町農地、農業用施設災害復旧事業等分担金条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 9号 土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第10号 土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例
- 第15 議案第11号 財産の無償貸付けについて
- 第16 決定第 1号 土庄町農業委員会委員の推薦について
- 第17 閉会中の継続調査申出について

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から4日までの2日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので朗読は省略させていただきます。

監査委員より監査報告を受けております。お手元に印刷配布をいたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番 藤本誠助君、13番 川口幸路君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月3日から12月4日までの2日間にいたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長 (川本貴也君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より 12 月 4 日までの 2 日間と決しました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長 (川本貴也君)

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査の結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長 (川本貴也君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長 (山崎勝義君)

おはようございます。

11 月 8 日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。

商工観光課。11 月 4 日に終了した「瀬戸内国際芸術祭 2013 について」と「小豆島とのしょうアート化計画の現在の状況について」報告がありました。

まず芸術祭 2013 の入場者数は、春会期 263,014 人、夏会期 435,370 人、秋会期 371,984 人、合計 1,070,368 人、前回は約 13 万人上回りました。来場者数は、多い順に直島 265,403 人、小豆島 196,357 人、豊島 130,123 人、新たに会場となった中西讃の 5 島は、多い順に沙弥島 77,693 人、伊吹島 37,706 人、粟島 32,412 人でありました。現在、実行委員会事務局が芸術祭作品設置周辺とイベントを開催した地元アンケート調査を実施中であります。

次に、土庄町アート化計画は地域住民とアーティストが一緒になって作品展開することにより地域活性化をすすめるプロジェクトで、10 月 6 日から東洋紡績記念館、土庄港ターミナルビル 2 階に展示されております。

委員から、地元のおもてなしが大事であると考え、お接待のための予算についてどうなっているかとの質問に対し、執行部からは限られた予算の中で必要などころに配分していると回答がありました。

企画課。まず平成 23 年度に策定した行財政改革実施計画について、平成 25 年 9 月 1 日現在の各課の進捗状況を記載した資料により説明がありました。提案合計は 91 件であり、達成度の多い順から 100%が 17 件、60%が 15 件、70%

が 8 件ありました。最小の経費で最大の効果を上げるため、計画に沿って取り組んでおりました。

次に組織再編の在り方について、6 課からの職員で勉強会を設置し、協議した結果の報告がありました。一般行政職員数の推移、退職者数、人口 1 万人当たりの職員数などのデータをもとに、目標とする組織は目標達成に向けて最も効果的・効率的な仕組みであること、住民ニーズに対応した分かりやすい機構・名称であることから、短期的な視点として土庄町の組織数は病院・消防署を除けば 14 課が適正ではないかということです。県内 9 町の状況は平均 13.8 課となっております。また中長期的な視点では、人口 1,000 人に 1 課が妥当と考え、12 課ないし 13 課が適当であるとの報告でありました。

委員から、全職員が町の財政状況や重要課題に対して話し合いをするのか、との質問に対し、執行部からは課長会や各課のグループごとに実施している、との答弁でした。また、住民の声をどのように集めているのか、との質問には、自治会連絡協議会での意見聴取や地域活性化支援グループにおいて地域の課題を見つけ持ち帰ることになっているとのことでした。さらに組織再編について、住民は行政に対してきめ細やかな対応を求めているので数を減らすことについては丁寧に対応していただきたいと要望が出ました。

総務課。最初に、平成 24 年度の決算額及び平成 25 年度の決算見込額をベースに平成 31 年度までの収支を試算した平成 25 年度中期財政計画の説明では、平成 26 年度からの増税による増収分を地方消費税交付金や使用料、手数料に見込み、また、ふるさと市町村圏基金廃止を前提に町への戻し入れ分を加味したこと、歳出において消費税増税分を算入していること、し尿ごみ処理施設更新事業が計画より後年度にずれ込むため等、それにより収支状況の見直しを行っております。財政調整基金残高は 31 年度に 1 億 3 千万円の見込みで、地方債残高は平成 30 年度に 100 億円を超えますが、昨年度の計画より若干減るようです。

次に、小豆島西消防署庁舎建設の進捗について、平成 25 年度は土質調査、庁舎の基本設計、実施設計を実施し、建物の規模は建築面積 1,154 m²、延床面積 2,494 m²、3 階建てで 1 階は車庫です。建設は 26 年度に発注し、27 年度に竣工、その後に消防無線デジタル化に着手、28 年度に既設庁舎の取り壊しを予定しているそうです。

次に、財産の無償貸付けについて、町は灘山地区の採石区域内に廃道となった旧県道と山林など 67 筆、24,835.37 m²を所有しています。現在、採石業者 2 社が事業の再開のため県との事前協議を行っている最中で、町が灘山地区の採石場で抱える問題に対し協力したいとの申し出もあり、町としては採石場の景観及び環境保全、災害の未然防止の対策が必要であり総合的に判断した結果、2

社に無償で貸付けしようとする説明がありました。

委員から、消費税率の引き上げに伴い地方へ回ってくる部分があるのか、との質問に、執行部からは交付税や地方譲与税には一部消費税が加算されているので、原資として上がった消費税分は地方に入ってくるとのことでした。

また、国の方針で自治体会計が連結決算となり病院会計も影響してくるが、新病院の建設を含め町の財政の破たんを危惧しているとの意見がありました。さらに、中央グラウンドの使用に支障が出ないのか、財産の無償貸付けにより、し尿処理施設の事業に早く入れるのか、などの質問がありました。

税務課。地籍調査後の地積による課税額の試算について、課税筆数は約 6 万 2 千筆・4,462 万 1,000 m²で、土地全体は 1,120 万 1,000 m²の増、税額では 3,018 万 9,000 円の増ということでした。

次に、土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例の制定について、土庄町全体が離島地域に指定されたことにより、町税の課税免除の措置を行うためのものです。

さらに、土庄町税条例の一部改正は個人住民税に関するものであります。

なお、条例関係につきましては 12 月定例会に提案されております。

委員から、地籍調査後の変動増加率等についての質問に、執行部からは過去の地籍調査で面積の減少した場合や地目変更した場合は随時課税に反映させているとのことでした。

最後に執行部から報告として、還付加算金の未払いについて算定誤りがあり、現在県下での市で構成する都市税務協議会、町で構成する町税務研究会も参加をし、解釈について協議を進めているとのことでありました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、平成 25 年 11 月 21 日午後 1 時 30 分から土庄町役場委員会室で委員全員の出席のもと開催いたしました。

委員会では、教育総務課から新小学校建設工事の進捗状況、豊島地区の小・中学校のあり方、土庄町第二次幼保再編協議会などについての報告。土庄中央病院・福祉課・健康増進課から土庄中央病院の現状、地域医療などについての報告。住民環境課から一般廃棄物処理施設整備状況についての報告を受け、そ

れらについて協議いたしました。

土庄中央病院は、医師の退職があり、さらに医師の辞意の表明等が続き、このままでは病院経営が危機的な状況になります。委員長報告では、少し長くなりますが、いま最大の課題になっている中央病院について審議の内容を少し詳しく報告いたします。

まず教育総務課からです。宮原課長から、新設小学校建設工事の進捗率について、今年度末の出来高を当初予定の16%から30~40%に引き上げること、ビオトープを海水から真水に変更したこと、新小学校再編協議会で制服が決定し、現在は校章・校歌の選定作業中であることなどが報告されました。

次に、豊島小学校・中学校のあり方について、アンケートを実施するなど検討を始めたと報告がありました。

次に、幼稚園・保育所の施設の安全性、小学校跡地の利用などを考え、教育効果や保育環境の向上のため、本年10月30日に土庄町第二次幼保再編協議会を立ち上げたことが報告されました。

委員からは、ビオトープの地盤高はどれくらいの高さか、私立の保育所に対する町の考え方は、などの質問がありました。これらの質問に対し、執行部から、ビオトープはグラウンドから60cm下がっており、水深など安全面を考慮している。私立保育所の園長にも協議会に参加してもらっている、などの回答がありました。

次に、土庄中央病院・福祉課・健康増進課です。まず、私から現在の土庄中央病院が置かれている現状と今後どのように医師確保をするのか、地域医療・介護保険について今後どのように考えていくのか、具体的にどのように進めていくのか、ということを中心に話していただきたい、と提案しました。

三木事務次長からは、今の中央病院の現状については、10月の病院運営委員会の中で、三宅院長から来年3月での辞意の発表があった。その以前に、小児科の葛原先生も来年3月での辞意の報告を受けている。三宅院長からの正式な辞表はまだ出ていないが、職員一丸となって三宅院長の慰留に努めている状況である。院長あつての医師確保なので、三宅院長は岡大、自治医科大、県立中央病院に医師派遣の要望をしているので、院長が辞められると、他の先生もいなくなると懸念される。今いらっしゃる先生方についても、一番心配されているのは、新病院になったときに自分たちの処遇はどうなるかということ。新病院に統合するまで、院長は抜け、副院長も2人いない状態で、残った医師で救急も診るのか、という厳しい意見も出ている。ぜひとも三宅院長には島の医療のためにいてもらわなくてはならないということで、職員一丸となって院長の慰留に努めている段階。葛原先生についても、町の小児科医療に対するビジョ

ンが見えていないということで、固い決意で辞意を表明しているが、葛原先生の過去 20 年間の業績を見ていると、幅広い小児科医療に尽力されている方なので、葛原先生がいなくなると、島内の小児科医療は相当の打撃を受けると懸念している。最終的には院長が辞めれば、他の医師もほとんどいなくなると思われるので、院長にはぜひともいていただきたいということで、町長はじめ我々一丸となって慰留に努める。事務方としては、院長の説得をすることと言っても、「こういうことをするのでいて欲しい」、「こう考えている」と提示するのが重要だと思うので、我々からそういうことを示すのが難しいので、ぜひとも町の方針として出していただきたいというのが、事務長はじめ我々の考え。

次に、奥村課長からは健康増進課は、中央病院の跡地利用を検討していく担当課になっている。これまで 3 回会合を持ったが、あくまでも新病院への統合がうまくいった後の中央病院の跡地をどうしていくかということがスタートなので、病床数が減った地域については、医療を後退させるのではなく、福祉・介護を拡充させることで、地域として医療・福祉・介護を拡充させるという考えで進んでいた。最近の動きで、葛原先生、三宅院長が辞意を示したということで、たちまち来年 4 月以降どうなるかが分からない状況で、病院跡地の問題について検討することはできないということで、会の開催は止まっている。病院再編特別委員会でも話したが、土庄町の医療をどうするかという手前に、小豆島全体の医療をどうするかということをしちんとしておかないと、土庄町の地域医療について考えられないと思うので、そのあたりから検討する必要があると思うが、来年 4 月からどうするか目の前の課題があるので、まずはそこをクリアする必要があると考えている。対応としては、キーパーソンである三宅院長の慰留ができない限りは、今いらっしゃる先生の慰留ができないと考えているので、その上でどれだけ外部からの医師を呼び込めるかが問題になる。

次に、須浪課長からは福祉課については、2 病院の再編事業の担当課ということで、それ以前に福祉行政と医療は密接な関係がある。再編事業の中で、改めて過去の経緯を確認しており、県の方の意見や資料を見る中で、地域医療はあくまでも地元の町が考える、という問題であることは皆さんもお分かりのことだと思う。小豆郡というのは島なので、土庄町と小豆島町が机を並べて協議する点多々ある。

再編事業のそもそものきっかけは、全国の地方の病院で、医師や看護師の減少によって医療の継続が難しくなっている中で、県や郡の医師会、両院長の意見を集約すると、2 つの公立病院をこのままでは維持できない、2 つの病院に医療スタッフが分散している状況では 2 つとも共倒れする可能性があるので 1 つにすべきであるというところから始まったと認識している。その状況は今で

も変わっていないと思うが、再編を進める中で、残念ながら葛原先生や三宅院長が辞意を示しているのです、その問題が非常に大きくなっている。午前中の病院再編特別委員会でもあったが、中央病院の維持が優先されると、私自身も思っている。というのは、医師の確保は非常に難しい中で、院長・副院長が辞意を表明しているこの事態をなんとか收拾することが最優先だと思う。

私共は、ご本人たちと話す機会もないが、住民団体も心配して熱心に活動されていると聞いているので、行政・議会・住民が一体となって医師を守って大事にするような運動を医師に示していくことによって、慰留しなければならないと考えている。医療の技術的な話を我々が示すことは難しいが、これだけ熱心になっているという姿勢を示し、少なくとも三宅院長には残っていただきたいと思っている。

これらの報告について、委員から質問や意見があったので、その概要を報告します。

委員から、葛原先生が以前ここに来られて数点提案された町の地域医療と小児医療についての今後の方向性について、関係各課で相談されたと思うが、その進捗は。作りにくい部分があれば、先生方にご意見をいただいて作り上げていくという手法も必要だと思うが、どうか。担当はどこがしていたのか。

それに対して執行部から、本来は中央病院の跡地利用委員会ですでにいく予定だったと思う。話を始めていこうという段階で、葛原先生の辞意表明が出たり、その後三宅院長も10月の跡地利用委員会の中で発言されて、そこで紛糾して終わってしまった。もともと跡地利用委員会で話を始めた時と、状況が変わってきたことが大きい。始めてすぐに上野先生が引き上げることが分かり、その後、葛原先生の辞意表明があった。あくまで中央病院の跡地利用や、土庄町の医療を考えた時に、小豆島全体の医療は基幹病院が1つちゃんとあるという前提の話だったが、その前提が揺らいでいるせいで、土庄町の医療だけ考えていいのかと思う。その中で土庄町の医療と福祉の将来像を描けないまま、今まできているという状況だと思う。

次に、委員から、町で考えるのは非常に難しいと思うので、将来の地域医療や中央病院のあり方についてコンサルなどを入れて一緒に考えてはどうかという提案も過去にあったと思うが、その辺の話し合いは進んでいないのか。

執行部から、それを受けて7月にセコムに依頼した。土庄町への提案もいただいた。皆さん方にも説明があったと思うが、それは跡地利用に関してなので、途中で小児医療に関することも付け加えて欲しいとお願いしたが、それが間に合わなかったのは悔いが残る。セコムの方は、小豆島は老人の数が多く、在宅医療と介護をくっつけた医療を進めるべきという提案をいただいている。

それをもって三宅院長ともいろいろ相談はしている。在宅医療は大変忙しい中やっけていただいているし、地域医療の人材育成をお願いしたいということで話は進めている。三宅院長が来年 3 月で辞意を示しているということで、両町長名で岡大院長や第二内科の谷本先生にはお願いしている。明日また三宅院長にお会いする予定だが、全力を挙げて住民の皆さんの意見も踏まえて、町の気持ちを伝えていきたい。

次に、委員から、病院再編特別委員会でも出ていたが、中央病院を立て直すということについては、皆同じ意見だと思う。どういった立て直しをするかと考えた場合に、葛原先生や三宅院長が辞めると言ったことで、医師の流出が止まらず中央病院がもたなくなるという懸念を持っていると思う。どうやって止めるのかということで、新病院建設を横に置いて、中央病院に特化してやるという意見が多かったと思うが、そうした場合には、岡大もかろうじて三宅先生を置いてくれているから、なんとか岡大とのパイプもある。新病院を仮に延期、もしくは凍結した場合に、うちでやるということを宣言するようなものなので、たぶん県や香大等の応援を得られない可能性もある。2 年半頑張っていかなければならないのに、私はよりいっそう医師の招聘が難しくなるという状況が考えられるのではないかという気がする。なかなか難しいが、新病院の建設に向けて頑張ると同時に、県や自治医科大にお願いして先生の確保をするしかないのではないかという気がしている。新病院を延期・凍結すれば、中央病院がもつのかという疑問がある。

同じく、委員から、議員の皆さんには町長への申入書ということで配布して、その後皆さんからは何の意見もなかったもので、それで了解していただいていると私は思っている。その中で、申入書の中で「今の中央病院の維持継続と、新病院の建設は分けて考えるべきものである」という文言を入れている。新病院をやったから、やらないから今の中央病院がもつか、もたないかには繋がらない。どちらを選択しても未確定の要素が強いので、新病院の建設は一時中断して、中央病院の維持継続に全力を傾けよう。新病院もやり、中央病院も現状の維持存続をかけてやるとなった場合に、最悪のケースで考えると、新病院は進めているが、中央病院は存続できなかったという場合を想定すべき。そう考えると、わが町の病院が第一で、最悪わが町の病院をどうしても残すというのが最優先事項なので、新病院は分けて考えるべき。何よりもわが町の病院ということでいっているので、新病院どうこうでなく、まずはわが町の病院。中央病院の存続のためにどうするかは、ビジョンの問題。3 課長が言われているように、三宅院長の慰留も必要。慰留ができなかった場合、いずれにしても今後必要になるのがビジョン。須浪課長が言ったように、企業誘致と同じように、こ

の町に来てくれるような魅力的条件を備えたビジョンが必要になる。そのビジョンがどこまで進んでできているのか、見えてこない。これを言いだしてからかなり時間が経っている。私が思うのは、ビジョンの構築を早急にする必要があるが、このままではなかなかできない。そのために、執行部、議会、病院の三者が同じテーブルについて、三者共同で話をしながらビジョンの構築をする必要があると思う。病院側もこうして欲しい、という意見を出していただいて、執行部もできる、できないを判断すればいい。ビジョンの構築はどこかが1つで作るものではなく、三者が1つのテーブルについて協議する。医師確保は簡単でないし、かなり難しいと思う。今うちの病院に一番必要なものはビジョンだと考える。新病院については、議会全員の決定として申し入れも終わったので、それをまた元に戻るのもどうかと思うし、それを受けて町長は両方やっていくという一応の決断をされているのだから、その検討を受けて、今後議会は議会で検討すればいいと思う。これは提案だが、三者で定期的に同じテーブルについてビジョンの構築や、存続に向けた話し合いの席を持つべきというのが最優先事項だと思う。

これに対して、執行部から、しっかりしたビジョンを作ってもらいにしても、何千万単位のお金とか何か月の時間をかけないと作れないと思う。明日からの話に間に合うものではないと思う。どの段階のビジョンをいつまでに作るというのを持っていかなければならないかもしれない。病院の現場の方から意見を言うと、三宅院長については辞めないでくれと言われても、辞める人間にどういふビジョンを作ればいいのか聞かれても困ると。辞めないでくれと言われても、何の提案もなく慰留されても困る。かねてから、うちの事務長から地域医療人材育成センターの構想も提案している。それについても、先ほど町長がおっしゃったように、岡大への文書に地域医療人材育成センターを作っていくということを入れていると思う。すぐにはできないと思うが、それを確実に何年かかけて進めていくしかない、先生を説得する方法としては、それが一番早いと思う。

委員から、地域医療人材育成センターについては、岡大の方へは、最初のいざごぎのときに町長が行って、それ以後のより具体的な方策や肉付けはまだ話されていないのでは。

それについて、執行部から、そもそもは、香大がそういうものを小豆島に持って行きたいと。そこで三宅院長をセンター長にという形でやると。事務レベルの話ではいっているが、国の承認が出ていない。国が待ってくれという状況である。それで三宅先生が、たぶんイライラされたのかというところが、ちょっと弱いと思っている。三宅先生自身は人材育成のエキスパートということで、

今でも岡大や香大から研修生が来ている。そういう状況を踏まえて、人材育成センター構想を進めていきたいと思っている。そういう点で、三宅先生が将来に対する不安を持たれているというのが、大きな原因と思っている。

次に、委員から、中央病院の医師の確保にしても、今後の存続にしても新病院抜きには考えられないという意見がある。ところが、委員の大多数はそれを分けて考えるべきだと。とりあえずは中央病院の存続に全精力を傾けなければ、次の病院もないという考えだと思う。そういう中で、先ほどから話している三宅院長の慰留が当面の最大の課題だと思う。地域医療をどうするかは、町長の頭の中にいろいろあって、独自に活動していると思うが、担当課がはっきりしていないと思われる。今後、どこの課が主になって、三宅先生を慰留して、地域医療のビジョンを描いていくかという話がきちんとなされていないと思うが。

これに対して、執行部から、病院の事務長が中心になると思う。この間も前三枝議長と私とで佐藤管理者に確認したところ、三宅院長にはぜひ来ていただきたいと。新病院で活躍していただきたいと。ビジョンの話は葛原先生から出ていたが、大変難しい大きな課題だと思っている。地域包括ケアとセットで考えていきたいと提案はしている。葛原先生は最初から新病院は行かないという意志を表明していたので、葛原先生には診療所で町の職員として残っていただくという提案もしたことがあるが、辞意は固いということで残念に思っている。葛原先生は本当に小児科を超えて、子育て支援や、お年寄りや発達障害、虐待防止もやっただいている幅広い先生。「あの先生みたいな先生はいない」と他の先生にも言われているが、本当に残念。素晴らしいスーパーマンを失うのは一番辛い。

委員から、葛原先生の慰留はもう無理なのかという質問。

執行部から、葛原先生については、新病院に自分が求めている働きやビジョンは見えてこない、はっきりおっしゃっていた。新病院では、今されている小児医療の形になっていないと言われていたので、相当意志は固いと思っている。町としては小児医療をこう考えているというはっきりしたビジョンを提示して、新病院になってもこの形をお願いするとはっきり言うしかないと思う。慰留はするつもりだが、ある程度の時期で切りをつけなければならない。次の先生を探すのに1~2か月では到底見つからないので、完全に小児科医がいなくなることを前提に、新しい先生を探すことも考えなければならないと思っている。

委員から、中央病院を辞めて新しい病院に行っても、こちらに週に1回とか来てもらうことはできないのか。

執行部から、それはお願い次第。中央病院の小児医療に対するビジョンを示せば来てもらえるかもしれない。

また、委員から、遅いかもわからないが、議長もビジョンの話をしているし、私も必要だと思うから、短時間なので完全なものではないにしても、町長の考えを含め、チームを作って、作ろうではないか。来年度の予算編成で忙しいとは思いますが、そうしないと何もできないと思う。補正予算を組んでもやるべきだ。

また、委員から、須浪課長の方から医師を大切にするという話の中にもあったが、岡田町長と川本議長宛てに、土庄中央病院の現状を考える会代表の谷久県議会議員から要望書が出ている。要望書は谷久さんが代表者で、その他土庄自治会連絡協議会長の木下さんとか、それぞれの大きな会の代表者名で来ている。この話が今晚 19 時からある。これに対する答えもある程度必要になると思う。今度、全員協議会の中で全体で議論すると思うが、それにしても、これらの会の代表者が、自分たちの会の中で、コンビニ受診をやめようという話が出てくれば、土庄町としてもかなり医師の確保がよりスムーズにできるようになるのではないかと思う。皆さんの意見もお聞きして、今晚の会に臨みたい。

次に、住民環境課。椎木課長から、新たに報告することはありませんが、灘山での一般廃棄物処理施設整備状況について、前回 7 月 16 日の委員会で説明したように、休止になっている灘山の採石場を東西 2 つに分けて、2 社の採石業者が採石事業を行う予定で、現在採石認可申請の準備をしています。町の所有地側は、現在東側の第一工区で操業中の業者が行う予定で、県と協議をしております町の所有地の法面是正についても、その業者にベンチカットで是正してもらうこと、また業者が 1 日でも早く採石の許可がもらえるよう、町が協力できることは協力していくスタンスで取り組むという説明を、前回の委員会でしました。先ほど言ったように、現在業者が許可申請の書類をそろえているところですが、業者の方からも町から地権者をお願いして欲しいと言われてまして、町の方でも何件か地権者に接触し、一般廃棄物処理施設の整備予定があるので、採石再開の協力をして欲しいとお願いに行っております。

また、前回の委員会で御影浄苑の延長がはっきりしているのであれば、地元にも早く挨拶に行っておいた方がいいのではないかというご意見もあったと思いますが、その後、琴塚・小海の両自治会長には役場に来られたときにお会いして、灘山の計画の遅れから、現実問題として御影浄苑の延長を、近いうちに正式にお願いに行かなければならないというお話をしております。漁業関係では、北浦漁業組合に 5 月中頃に出向き、組合長に説明しています。自治会・漁業組合側とも、トップの方だけのお話なので、時期を見て、役員会・総会等でお

願いに行くという話をしております。以上、現在の進捗状況と地元対応になります。

これに対して、委員から、現在のし尿処理施設の契約期限、ベンチカットの方法、処理場の着工の時期などについて質問がありました。

執行部からは、御影浄苑の操業期間の約束は、28年3月末までで、現実問題として延長は出てくる。ベンチカットは、山の上からで、下側には少し盛土が残る。町としても1日も早い計画に入りたいので、ベンチカットのある程度の状況を見ての協議の中で、ベンチカット中でも区域を除外してくれるのか、ベンチカットが終わって盛土だけ残ったときに除外してくれるのかは、今後の協議になると思う。今は業者さんに許可の申請をしてもらって、早く採石が始まるように町も協力するという回答でした。

以上で、少し長くなりましたが、報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

本委員会は、11月21日に閉会中の水道事業特別委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

肥土山浄水場導水施設更新工事の入札経緯について、執行部より詳細な説明を受けました。本工事は予定価格が1億円以上であるため、総合評価方式による制限付き一般競争入札となりました。地元企業の活用のため入札参加資格の要件として、2者の構成員からなる任意に結成された特定建設工事共同企業体とし、代表者以外の構成員を土庄町内の企業としました。また、入札参加業者に対しても下請けに町内企業を活用することもお願いしております。

9月13日に入札公告を行い、設計書などの閲覧業者は7社ありましたが、入札参加資格確認申請書の提出があったのは1共同企業体だけでありました。この場合、たとえ入札参加者が1共同企業体であっても、入札における競争性は確保されていると考えられ、10月28日に入札を実施し、水道機工・富丘建設特定建設共同企業体が落札しました。請負金額は2億7,405万円、工期は平成25年11月1日から平成26年3月28日であります。

また、工事内容については11月18日に肥土山自治会役員に対して地元説明会を行い、住民に対しては、それぞれ文書により回覧周知することとしています。

さらに周辺の香川県小豆総合事務所環境森林課が実施する工事として、浄水場への落石を防止するワイヤーネットで固定しきれなかった転落石等の落石防

止工として、山の中腹に高エネルギー吸収落石防護柵の設置を来年 4 月以降に行うことも合わせて説明がありました。

いろいろ委員会で議論してまいりましたが、今回は入札等の問題に絞られましたので、あとは委員長と副委員長でお願いするという内容になりましたので、委員からはこの委員会で特別な質問はありませんでした。

以上で、閉会中の水道事業特別委員会で調査・協議したことについて、概略的に説明させていただきました。以上です。

○議長（川本貴也君）

病院再編調査特別委員長 井上正清君。

○病院再編調査特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

11 月 21 日に、病院再編調査特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。

新統合病院の建設についての申入書の回答について、協議いたしました。11 月 11 日付で川本議長名で提出した「新統合病院建設の中断・延期並びに土庄中央病院の維持継続の申入書」に関して、岡田町長は 11 月 14 日に小豆島町塩田町長に報告するとともに、今後の対応について協議していただいたので、その要点の説明を報告いただきました。

まず報告した内容は、土庄中央病院については葛原先生、三宅院長が辞意を表明しているなど、中央病院の存続について議会から色々な意見が出ていること。

次に、新病院は過剰投資ではないか、収支は大丈夫か、土庄町の中期財政計画では赤字は想定していないが、平成 31 年度までに大型事業を抱える大変な時期を迎えているため、もう少し中身を検討する時間が必要なのではないか、との意見に議会議員 13 人が賛成し、申入書が提出された件についてであった。土庄町の議会としてはこういう要望だということを書類でお渡しし、小豆医療組合の管理者である塩田町長と相談すべきことであり、工事費が 44 億円から 54 億円というのは、当初の計画時から地域の財政事情に合った病院を建てるべきという前提が崩れてしまったということ、香川医大の病院長から健全な運営と病院の医師の確保問題が加わり、状況が変わったということを含めて、塩田町長のご意見を伺ったそうです。

塩田町長からの回答の要点は、「私としては小豆圏域のために新病院の計画推進は不可欠と考えており、その観点から岡田町長には引き続き努力していただけるよう期待している」。2 点目は「12 月 2 日の公示の延期を土庄町議会として

判断するのであれば、小豆医療組合への判断としてやむを得ないものとする」ということは、時期ははっきり決まっていなかったが工事を延期するとの返答をいただいた。「新病院の計画を変更するのであれば、きちんと議論を積み重ねてから提案すべきであり、国や県の理解を得る必要もある。」という意見であった。さらに、「土庄中央病院が岡大との協力関係を獲得して、責任を持って対応することが不可欠」ということであった。「総事業費については、小豆医療組合でも報告されたものである。このままでは医療が崩壊するという状況は何も変わっていない中で、変更するためには議会の議決が必要である。」。さらに、小豆医療組合議会の全員協議会ではなく、「小豆医療組合議会臨時会については申し出があれば招集・開催し、きちんと公開で議論した方がいいと思う。」という答弁であった。森下医師会長にも後日、新病院の進捗状況について、2人の管理者が行く予定である。以上、報告いただきました。

委員より、土庄町としてどうするのかということが分かりにくい。新病院を建設しても経営がやっつけられない前提として、今いる医師がそのまま行ってもらえないという状況がない、現実不可能だということで申入書を出している。「土庄中央病院の医師確保を含め、医療組合・香川大学が求めている土庄中央病院が健全に運営できる条件が整うまで、新統合病院の建設事業については当分の間、中断または延期すること、並びに土庄中央病院の維持、継続を土庄町議会として申し入れる。」ということ、それが揃うまで中断、または一切しない。中断・延期の捉え方になるが、我々としては新病院より土庄中央病院が最優先だという意味合い。町長の姿勢を聞いている、と意見がありました。

町長より、収支予算の再検討と病院の建設等の縮小について、意見を述べた。医師の数が足りないという土庄町の現状は伝えた。これが解決されるまで延期して欲しい。ただ現実的には、厚労省から11月7日に通知が来たのは、実施設計が3月までにできていけば、着工はずれこんでもよいと。いま全力をあげて、中央病院の存続に力を入れている。三宅院長の慰留が一番の争点だと思うので、それに力を入れている、との答弁がありました。

また委員より、土庄町は新病院にお金をかけていけるような状況じゃない。だからそれを一旦ストップすると。小豆医療組合の解散は別にして、新病院建設の予算は凍結するという前提がなければ、中央病院の立て直しにも本腰が入らないという話を議会でしたはず。それを受けての塩田町長との懇談だと思っていたが、今回の話を聞いていると、新病院に建設費用も含まれている5千万円を出しながら、土庄中央病院の立て直しにもお金を出すという話に聞こえて仕方がない。両方うまくいく事に越したことはないが、両方だめになる可能性もある。それを避けるために、議会は中央病院一本に絞ろうとしているが、町

長は両方やろうという判断をした、という意見でありました。

また委員より、医師確保についての質問に、町長より、内科医の新鞍先生と田村先生に来てもらった。ただし非常勤。岡大はまだ返事が来ていない。内科医師は常勤でお願いしている。自治医大を通してお願いもしている。広瀬先生が亡くなって、外科もなくなる。葛原先生の辞意も固いらしい、ということでした。

委員より、経営統合を検討課題として仮に残したとしても、新病院の建設を一旦外すという議論を塩田町長とできないのかに対し、仮にどちらかの病院、内海病院が拠点病院になるなら、土庄町はかなりの負担がいるということでした。

委員より、町長は新病院をやると言っているが、それまでは土庄中央病院を立て直してやっていくという考えだからやってもらいたい。町長が責任を持ってやると言われるのであれば、議会としては、判断すればいい、という意見もありました。

中央病院の立て直しについては、午後からの教育民生常任委員会の議題として審議を予定していましたので、委員会を終了しました。

以上で閉会中の病院再編調査特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

11月21日に、観光振興特別委員会を開催いたしましたので、ご報告いたします。

商工観光課からは、高見山の再開発の一環として、高見山公園赤松柳史句碑移設について説明がありました。以前から、観光振興特別委員会にて高見山公園の活性化に関する要望がありました。句碑移設事業については、9月議会で設計委託料50万円を予算化し、今回委託業者より造成工事費の算定が出てきました。昭和48年、平成10年に設置された赤松柳史にゆかりのある句碑が、現在、小豆島町の旧太陽の丘跡地に、計92基設置されています。設置されている句碑の中には、赤松柳史本人の句碑はもとより、高浜虚子に師事した著名な俳人の句碑も含まれています。土庄港から車で5分程度と比較的交通の便が良く、また周辺には宿泊施設も多い高見山公園の一部への移設について検討してまいりました。

赤松柳史は、土庄町本町生まれの現代俳画家であります。中国に遊学後、中国古書や古今の俳画を研究し、柳史俳画を確立した人物です。また47歳の時に俳句俳画誌「砂丘」を創刊、砂丘会を主宰し、句画の普及指導に努めた人物です。

現在の進捗状況としては、赤松柳史の句碑の管理を行っている砂丘会の担当者を通し、各句碑の所有者もしくは相続人に移設の確認をし、了解をいただいております。また、より多くの観光客の来訪を見込むために、高見山公園テニスコートからさらに大木戸方向に上った場所に駐車場があり、その西側を設置予定場所として、新たな散策道路の整備及び句碑の移設に関する工事を来年度検討しております。ここへ赤松柳史の句碑移設を行うことにより、土庄町として地元出身の俳人である赤松柳史の功績をより多くの人に伝えていくための新たな観光スポットとして、誘客を図りたいとの考えでありました。

委員から予算についての質問に対し、業者から730万円見積もりは出てきていて精査しているが、増える可能性がある。来年度の当初予算に計上して管理は町が行います。トイレの改修も必要があるそうです。また、近くに観光協会が桜を植える予定で、ソメイヨシノ中心で一部しだれ桜が含まれています。

別の委員から、高見山の頂上の小屋のところにある小林一茶の句碑の移設の考えはないのか、との質問に、方円堂に本人の句が残っているので、なぜそこにあるのか、いきさつを調べる必要があるとのことでした。その他にも総合的にいろんな計画を関係機関と協議して進めていく必要はあるとの説明がありました。

続いて企画課から、平成24年12月4日の観光振興特別委員会で、備讃瀬戸を世界遺産に登録しようという提案がなされ、行政の立場から考えてもらうこととしました。

世界遺産登録は、地域コミュニティの熱意があって成り立つものです。行政としていかに推し進め、道筋を示すか、世界遺産登録に向けた取り組みを推進していくことを目的に、組織の枠を越えた、職場勉強会を設け、具体的な政策提言を求めることとしました。期間は、25年7月1日から来年3月末までであり、5名の職員を充てています。現在のところ、全国各地に貴重な自然、文化遺産が数多くあり、それらの遺産を世界遺産に登録し、保護するとともに、観光資源など地域活性化に役立てようとする自治体の動きが近年は活発化し、世界遺産への認知が高まり、観光資源として有効性が増しているのは事実ですが、厳しい規制がかかるなど高い保護意識が求められることとなります。具体的内容として、富士山が世界文化遺産に登録されたこと、香川県では政策部文化振興課に世界遺産担当が配置され、四国八十八箇所と遍路道について世界遺産登

録を目指し、平成 28 年度の暫定リスト入りを目指し、平成 27 年度の世界文化遺産登録を目指し、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」をユネスコへ推薦することが決定された等の記載があります。

条件として、世界遺産は内容により 3 種類に大別されるということです。文化遺産は、人類の残した建築物や遺跡が対象、自然遺産は貴重な環境が対象、複合遺産は両方の性格を兼ね備えたものです。

世界遺産リスト登録に必要な前提・審査の流れについては、まず、国が暫定リストに登録し、国の準備が整ったものを推薦、それを受けてユネスコ世界遺産センターが諮問機関に評価を依頼、自然遺産候補は国際自然保護連合（IUCN）が現地調査を踏まえながら登録の可否を勧告し、それを受けて、世界遺産委員会で最終審査し、正式登録という流れです。

世界遺産登録基準は 10 点挙げられています。いずれも顕著な普遍的価値を有していることを証明しなければならないという基準です。6 月 22 日には世界文化遺産として登録された富士山、その影響は日本を遥かに越えております。

日本にあるユネスコ世界遺産は 17 件あります。ユネスコ世界遺産暫定リスト、いわゆる国内候補です。世界遺産委員会で登録される前段階として、各国は登録を目指す遺産を暫定リストに載せる必要があり、政府はその中から準備が整ったものを、順次ユネスコに推薦する運びとなっています。

「備讃瀬戸」では、位置関係、瀬戸の状況について、瀬戸内海国立公園についての記載もあります。近隣県や各市町の理解と協力、住民意識の高まり、環境保護政策等が今後必要であるとし、26 年 3 月には瀬戸内海国立公園 80 周年記念行事が始まることを機に、思いを同じくする仲間を増やしていくことで今後に繋げていくべきとしています。以上の報告に加えて、さらに研究が進むものと思っておりますので、指摘・要望等があれば行政調査研究班に伝え、最終報告に反映できるよう努めますとの報告がありました。

委員より、備讃瀬戸の中でも土庄町・小豆島町が中心となって自然遺産登録に動くということで、土庄町がメインでやらなければ、備讃瀬戸全体となると焦点がぼやけて、土庄町の振興や経済に直接的にはつながりにくい。できるだけ早く声を上げた方がいい。来年 3 月に国立公園指定 80 周年で香川県で記念行事が開かれるので、それに合わせて土庄町がイベントとか、記者発表とか何か始めることを考える必要がある。注目を集めることが必要ではないかとの質問に対し、小豆島町は、石について歴史遺産と世界遺産登録を目指している。土庄町も残石記念公園等、石の文化があるので、それに遅れないように一緒になってやっていくように、観光課がいろいろ取り組んでいる。四国では四国遍路を世界遺産に、ということで四国四県で取り組みつつあると聞いている。具体

的に暫定リスト入りを目指すのであれば、その工程表が必要。全国の自治体でも暫定リスト入りを目指すところはたくさんあるので、それらの情報収集等が中心になると思う。この報告書についても3月末までに肉付けされていくと思うので、委員からいただいた意見を行政調査研究班に伝えて、今後の報告書に反映できるよう努めていきたいとの回答がありました。

また委員より、以前聞いた銚子溪の土地はどうなっているのかに対し、入札者はいなかった。土地を購入すればサルの世話が付いてまわるので、入札者はまずいないと思うとの報告がありました。

以上で閉会中の観光振興特別委員会で協議したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長（川本貴也君）

議会改革活性化特別委員長 川口幸路君。

○議会改革活性化特別委員長（川口幸路君）

おはようございます。

閉会中の議会改革活性化特別委員会を11月8日に開催いたしましたので、その内容について、要点だけ報告申し上げます。

本委員会は、6月議会において地方分権の推進と激動する社会情勢に対応した議会自らの改革及び活性化を推進する方策を調査検討するため設置いたしました。議会の改革と活性化について、当委員会で方向性を調査・検討し、議論を進めてまいりました。中身は、議員定数の問題、一問一答方式による一般質問と反問権、議会報告会の実施、特別委員会のあり方等々取り組むべき課題のうち、第1回、第2回の委員会を経て、第3回では、議員定数について委員皆さんの意見を伺いました。中身は、「削減する」、「現状維持」、「時期尚早」とありましたが、委員会としては議員定数について削減の方向で決定いたしました。

次に削減人数であります。町の財政面、中でも自主財源、地域性、人口減、面積など土庄町議会と他町の議会との比較資料を参考に、現行より何人の削減が必要か等について議論をいたしました。

委員の皆さんからは、色々出ました。広く民意を聞くという意味で現状の14名でいいんじゃないかという意見。4人削減して、若い人が出られるよう報酬を上げる意見。段階を踏んで2人削減という意見等がありました。ということでございますが、色々ございましたが、委員会としては次期一般選挙から2名削減の定数12ということで決定いたしました。

次の当委員会の取り組み事項は、一問一答方式による一般質問について他町の例を参考に議論するというところで閉会をいたしました。

以上で、報告を終わります。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。再開を11時からとさせていただきます。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前11時00分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（川本貴也君）

決算特別委員長 山本良熙君。

○決算特別委員長（山本良熙君）

おはようございます。

それではただ今から閉会中に開かれました決算特別委員会での平成24年度一般会計、特別会計、公営企業会計決算の審査結果を報告させていただきます。

本委員会は10月28日、29日、30日の3日間役場委員会室で開催いたしました。初日の会議は町長の挨拶の後、吉岡代表監査委員からの報告がありまし

た。その中で人口減、不景気、デフレ下の経済状況の中で昨年度までは頑張っていたと思っている。町の弾力性を計る指標である経常収支比率は私が監査委員になった時は91.4%だったが24年度は84.1%と改善されている。厳しい状況の中、頑張っているのが垣間見えております。それに比例して財政調整基金も、7億円足らずだったのが、今は20億円まで戻した。借入金も国や他の市町村はどんどん増えているが、現状に留めているのが分かります。任期中の事業として、中学校や西港の成果が出ているものがある。閉塞感が広がっているので、そういう情報を町民に対し発信して欲しい。来年度からは大型投資が集中する。1年だけで考えるのではなく、時間をかけて議論し、職員、議員を含め町民に知ってもらい意識改革が必要。行政はスピードが大事ですが、減価償却の概念がないことが実行のスピードを遅らせる要因だと感じている。精一杯議論して答えを導き出して欲しい。中央病院の電子カルテは3億円かかっているが、この活用をどうするか勉強し、議論していただきたいとの報告がありました。

続いて難波総務課長より、主要施策の成果説明書に基づいて、町全体施策の成果、財政の状況について説明がありました。一般会計は70億4,600万円余り、特別会計は42億9,900万円余りで行政運営を行い、なかでも一般会計決算の状況については、歳入歳出とも前年に比べて減少しています。形式収支は前年度より増えています。単年度収支は黒字になっており、実質単年度収支についても同様です。前年度の単年度収支が赤字ですので財政状況はやや改善している等、町全体の説明の後、委員からの質問としまして、正規職員と臨時職員の現状をみて、臨時職員の割合が多くなっているが、住民サービスが低下しないようにとの意見がありました。

決算審査は関係各課から主要施策について成果説明書を中心に説明を受けました。その後、昨年度の指摘事項、事前に通告した質問事項についての説明を受け、その後全体的な質疑を行いました。課ごとの審査の最後に承認の賛否を問いました。一部の課の決算認定については少数の反対の意見がありましたが、当委員会としては全ての決算を認定したことをまずもってご報告いたします。続きまして、各課の審査のあらましについて、ご報告いたします。

議会事務局。議会事務局議会費の大きな減額は議員年金の廃止に伴うものが大きな要因との説明がありました。

出納室については、成果の説明の後、昨年に指摘された事項については、毎年度、年度末に消耗品、備品購入については、前年より多少ですが購入件数も減り、少しは改善が見られておりますとの報告がありました。

次に、総務課。前年度と比較して大きく増加したものに、防災行政無線デジタル化事業及び高度情報化の超高速ブロードバンド事業の新規事業実施による

ものが大きな要因であるとの説明がありました。委員からの質問としまして、防災行政無線、土砂災害ハザードマップについての質問がありました。

次に、債権管理室。24年度から税の徴収に力点を置くために、税務課から独立し新しく設置された債権管理室の税の滞納整理の実績、24年度の分納及び差し押さえ合計数101件で、徴収金額としまして5,251万円余りですとの報告がありました。

次に、商工観光課になります。所管の決算額の増加の大部分は瀬戸内国際芸術祭に向けての歳出であります。昨年の指摘事項については、タートルマラソンの時期の見直しについては今年度参加者から開催時期についてのアンケートを実施いたしました。7割の方から問題なしという結果が出ているので、実行委員会として来年の35回大会より12月の第2週日曜日に変更したいという意見で地元としてはまとまっているが、今後関係者と調整したいとの説明がありました。

次に、税務課にまいります。一般会計、国保特別会計、介護特別会計を合わせた税の収納率は83.76%と前年度より1.83%増えております。現年度課税分の収納率が0.99%増、滞納繰越分が7.25%の増といずれも増えております。債権管理室と連携して取り組んでいくことにより、収納率は少しずつ改善されております、との説明がありました。委員より、税の徴収の戸別訪問をどのようにやっているのかの質問に対し、課員より具体的に説明を受けました。

次に、農林水産課にまいります。地籍調査事業は昭和56年度から開始し、平成24年度に完了いたしました。唐櫃の浮棧橋設置工事、耕作放棄地対策と鳥獣害対策、県営による老朽ため池の整備、漁港整備等に取り組んだことの説明を受けました。

昨年度の指摘事項が2点ありました。1点目は農業だけでは農用地は守れない、地域でどうすればいいのか、土庄町の農業とは方向性を示して欲しいとの指摘に対し、現在国が推し進めている地域農業マスタープラン作成を行っています。24年度は滝宮地区で作成し、現在では大鐸地区を行っています。地域には、地域の特性がありますので、地域にあった計画の補助事業を活用しながら、地域農業マスタープランのなかで、地域ごとに将来における事業計画を作成していきたいと考えています、との答弁がありました。

2点目については農業集落排水事業についてですが、毎年一般会計から2,000万円余り繰出しがあるが、5年先、10年先の方針を出して、更新、廃止をすればよいのではないかと指摘に対し、繰入金の中の1,450万は建設工事の補助残額を借り入れたものの償還です。繰入金のほとんどをこの償還金が占めています。償還は平成36年度に終了します。その後は維持費と、使用料との差額分

の繰入れになります。繰入金は減少してきますが、施設自体が平成7年に供用開始したので、修繕費が増えてくると思われます。平成20年度には11%値上げしました。今後も支出金を少しでも収入に近づくよう値上げしていかねばならないと考えています。当地域の下流には水道取水施設があり上流から流れる汚水を農業用、飲料水用の水質保全の面から、早急に対応することが必要となり、当時農業集落排水事業を国の大きな施策として推進しましたものであります。料金については水洗便所の改修費、事業の負担金を考慮し、また施設利用料についても、汲み取り料金を基準にして決めました。今後もこの値上げも視野に入れた上で集落排水施設を更新していきたいと考えています、との答弁でありました。

次に、住民環境課にまいります。交通安全対策、戸籍住民関係窓口、ごみ・し尿収集事業等の成果の説明を受けた後、昨年度からの決算についての指摘事項についてですが、し尿収集の民間委託事業により土庄町の支出費用の減額につながったのかとの質問に対し、回答として町の行革の中で民間委託の推進ということで始まった。し尿収集業務委託は平成21年度大部地区、平成22年度北浦地区・大鐸地区、23年度四海地区、24年度渕崎地区の一部と順次委託範囲を広げている。町直営収集の時より特別なことを除き年々減少しております。

今後につきましては、人口減少と合併浄化槽への変更による汲み取りの減から、特別な事情がない限り少しずつ減少していくものと考えております、との説明がありました。また、委員から灘山での一般廃棄物処理整備事業について、県と採石業者の関係をできるだけ早く解決するよう今後の課題としてやって欲しい、との意見がありました。

次に、福祉課にまいります。福祉課所管部分の歳出決算額は13億9,700万円で一般会計決算額65億6,700万円の21%を占めています。説明の中で、福祉の修学資金貸付け事業において、今年3月に卒業した5名中4名の方が町内の医療機関に就職しております、との報告がありました。

次に、国民健康保険特別会計の決算状況は、歳入総額は21億4,400万円、前年度と比べ2.8%増、歳出総額は19億8,600万円、前年度と比べ0.6%微増となっております。形式収支は1億5,700万円余りの黒字となっております。保険給付費が歳出の7割近くを占めておりますが、近年の医療の高度化や国保加入者の高齢化に伴い年々医療費が増加し、保険給付費も右肩上がりに増加していましたが、24年度は前年度並みの決算額となりました。特徴としましては、保険給付費のうち退職被保険者、国保加入者のうちの厚生年金などを受給している65歳未満の方とその被扶養者に係る療養給付費や高額療養費が大幅に増加し、一方で一般被保険者分が減りました。

次に、介護保険事業特別会計の決算の説明を受け、また委員からの質問としまして、特養老人ホームへの入所状況、地域密着型の小規模多機能型等の介護施設等の利用状況などの質問がたくさんありましたが省略いたします。

次に、健康増進課にまいります。健康づくり推進事業等の説明を受けた後、委員からの主な質問としては虐待防止の実態、救急患者の輸送についての質問がありました。

次に、企画課にまいります。町行政機構、離島振興事業、豊島地区シャトルバス運行事業、総合計画策定事業、地域生活路線運行事業などの成果の説明を受け、委員から町職員全体の中での非正規職員の割合はどれぐらいか、との質問に対しまして、課長より全職員の正規職員は 56%、臨時職員等が 44%で、非正規職員が多い職場は病院、幼稚園、保育所、給食センター、生涯学習課、住民環境課の衛生現場等に多いとの回答がありました。

続いて、人権対策課にまいります。人権対策の推進、隣保館・児童館の管理運営、また、町内にある 121 戸の改良住宅の維持管理、改良住宅の建て替えに関する事業の説明を受けました。委員からの質問は生活相談活動助成金の使われ方、また人権フェスタ等を行うことは非常に良いことだと思うが、憲法に基づく人権活動をして欲しい、との意見がありました。

次に、建設課にまいります。道路橋梁事業、河川事業、港湾事業等の所管事業成果の説明の後、委員からは土庄港吉ヶ浦の有料駐車場の今後のあり方を検討するよう要望がありました。

次に、教育総務課にまいります。成果の主なものは、大部幼稚園の改築工事、豊島中学体育館の耐震工事、新設小学校事業で本格的工事に先駆けて進入道路工事等の説明がありました。委員からの質問としまして、準要保護世帯、幼稚園・保育所の再編についての質問がありました。また、教育委員会表彰の対象者について、他の市町村では地元の高校生が対象者の中に入っているところもあるので今後検討して欲しい、との要望がありました。

続いて、生涯学習課。生涯学習課は文化、芸術、スポーツ活動、人材育成にいたるまで子供から高齢者まで、町民の皆様の一生涯をサポートするところがあります。職員は正規職員 10 名、嘱託職員 2 名、臨時職員 20 名、合計 32 名が事務に当たっていると。その説明の後、委員からの質問は放課後子ども教室についての質問がありました。また続いて委員からの要望として、図書館職員に正規職員の司書を配置するよう。また生涯生活課に専門職の社会教育主事が 1 人だけというのは、本当に社会教育に力を入れているのか疑わしい。もっと社会教育主事を養成し充実して欲しいとの要望がありました。

続いて、水道課にまいります。年度末給水人口から有効率までの事項の説明

を受け、続いて水道事業収益、簡易水道特別会計の説明を受けました。昨年度からの指摘事項については、水道使用料の滞納について、23年度は上水道が531件、1億3,400万円の滞納状況を全部把握できていないのはおかしいと指摘いたしておりました。

これについて、水道使用者の管理はメーターごとに管理しているため、複数使用している使用者がいるので使用者ごとの滞納状況が把握できていない状態でした。今後4月から債権管理室に協力をいただき、水道使用料未収金の管理を行う台帳に相当する未収金管理簿を整備作業中です。水道料金の未収金を抑制するために、督促状を発送する仕組みを作り、督促状を発送しています。また、未収金を回収するため、長期未収者を重点的に電話での催促や、水道課職員1名、債権管理室職員1名で訪問徴収をして、全額納付してもらえない場合については、分割納付計画書作成をしまして分割納付の承認提出を求めています。それでも応じない者については、給水停止予告や給水停止も視野に入れて未収金回収に努めていきたいと考えています、との回答でした。また、委員よりの質問として殿川ダムの水質改善について質問がありました。

次に、中央病院にまいります。24年度の決算額は前年度との比較で約1億1,780万円の減、6.6%の減収になったことの説明がありました。委員からの質問は電子カルテについての事と事務所の日直、宿直体制の質問等がありました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（川本貴也君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番山田です。総務建設常任委員長に対して質疑を行いたいと思います。

9月議会で川口議員がですね、井上観光振興特別委員会委員長及び病院再編調査特別委員会委員長に、本議会開催前に委員会を開催しなかったことについて職務怠慢の旨の強い抗議がありました。そういう事態を踏まえましてですね、私が以下の件に関して委員長に質問したいと思います。

議会選出の監査委員として11月20日付けです、山崎委員長に対して要請書を出しております。要請書は、こういう文面です。これは代表監査委員の吉岡巖氏と2名両名で出しております。下記の件に関して、12月議会定例会までに総務建設常任委員会を開催して税務課、債権管理室、水道課の各課と審議を要請しますということです。

要請する理由としては、町税の徴収執行業務及び水道料金の徴収執行業務について、住民からの調査要請により当職が調査した結果、納税者の憲法第30条違反案件、町長の地方自治法第231条の3及び同法第240条の違反案件と判断される件が判明しました。ということで、委員会でもってですね、審議して欲しいと。監査委員としてはですね、調査をいたしました結果、判明した違反案件でありますので、町長および議会に報告しなければならない義務があります。報告しましたが、総務建設常任委員会は開催しないという回答を得ました。なぜですかと問いましたら、個人情報守秘義務違反になるので、そのような理由で開催しないという回答でした。

それです、私の方はですね、町長に対しては内容証明の郵便物で報告をいたしました。議会に対しては、議会で開催して審議して欲しい。監査委員の業務としては、調査をいたしました案件は、執行部の町長がその案件に関してどうするかということは監査委員としてのそれ以上の職務はありません。あとは議会に報告して、議会がその案件に関してどうするかということをやって欲しい。そういうことで報告したにも係わらず、開催しないということでした。

その報告、個人情報の守秘義務の関係があるということなんで、そういうことかなということで、議会事務局と相談の上、21日に全員協議会にて報告することになりました。全員協議会は議事録が残りません。残りませんから公開の義務はありません。公開しようにもない訳ですから。書面はありませんから。そういうことで守秘義務にあたらぬということで、違反にあたらぬということで、27日に全員協議会がありまして、吉岡代表監査委員が内容を報告いたしました。その後、私が詳細については説明しましたが、13名の議員の中に総務建設常任委員会を開催して、当問題を審議しなければならないという意見は誰一人として出ませんでした。逆に、濱中教育民生常任委員長より監査委員の守秘義務違反ではないかとの質問がありました。この件に関して私は少し立腹しまして、頭に來まして、大きな声で怒りまくりました。その件は議員として非常に恥ずかしい行為をしたことを、ここで改めてお詫び申し上げます。

ですけど、私が、監査委員がやってる業務はいささかの間違いもございません。監査委員としての職務は、調査報告を町長および議会に報告しなければならないことになっております。また、その町長及び議会が取り合わなかった場

合は、公表しなければいけないということになっております。公表ということについては今審議しております。どういう公表方法を取ったらいいのか、ということで今やっております。そういう中で結論がつきますと公表いたします。

次に、町長に報告した件については、町長は違反事実を認めました。法的違反事実を認めまして、法的措置を取ったとの報告を受けました。議会は審議もしておりません。審議拒否です。そういう状況についてですね、なんで審議拒否したかということを、その理由をここで報告していただきたいと思えます。議会の審議をしないこと自体がですね、議会が機能されてないとは私は判断します。それとも、同僚議員をかばった問題が懸念されます。それから臭い物には蓋をするという先送りをしてるのではないかと思われまます。それではですね、議会の職務はなされてないのではないかなということを実感いたしました。その件について、まず委員長が委員会を開かなかつた理由を説明していただきたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

お答えします。委員会を開かなかつたのか、という議員の質問ですが、本日の質問は閉会中の報告に対する質問です。そのため、議員の今の質問については、いま現在検討中であります。以上です。

○議長（川本貴也君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

今の質問なんですけど、了解いたしました。そしたらですね、憲法 30 条はどのような案件か調査したでしょうか。それから町長の職務としての地方自治法 231 条 3 及び 240 条について書面を出しておりますから、その件は質疑をしたでしょうか。回答を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

お答えします。併せて検討中です。

○議長（川本貴也君）

3 番 山田建之君。

○3 番（山田建之君）

憲法 30 条はどのような案件ですか。231 条の 3 はどのような案件ですか。240 条はどのような案件ですか。この文面を出してから調査した件に対して回答してく

ださい。

調査をしてないんだったら結構です。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

報告します。現在検討中です。

○3番（山田建之君）

調査をしましたかと聞いとんですけど、検討中いうんはおかしいんじゃないですか。調査をしたんですかと聞いとんです。

○議長（川本貴也君）

山田議員、もう。

○3番（山田建之君）

分かりました。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

（傍聴人数人より発言あり）

○議長（川本貴也君）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

○議長（川本貴也君）

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番、上川です。ただ今、特別委員長の報告の中で、肥土山浄水場入札経緯についてのご報告がございました。1億円以上ということで、総合評価方式をとったということでもあります。そして、その中で、入札参加書ですか、7社が取りに

来たということで、実際応札したのは1社の企業体だというような報告がございました。こういったところの話が委員会で出たかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

それでは上川議員の質問にお答えします。

まず、委員会で質疑が出たかという話でございますが、先ほどの説明のように、私と山田副委員長2人に任されましたので、事務局と3者で話をしておりますから、委員会ではこの質問は出ていません。それと、1企業体で入札が可能かということですが、これは可能です。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

病院再編調査特別委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、病院再編調査特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

議会改革活性化特別委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議会改革活性化特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）

決算特別委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（決算認定）

○議長（川本貴也君）

日程第4、継続審査、議案第5号、平成24年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算の認定について、討論を行います。

決算特別委員長の報告に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

平成24年度決算認定に対する反対討論を行います。

まず初めに、24年度決算全般に対する評価ですが、乳幼児医療の無料化制度や町独自の奨学金制度を始め、その多くは住民の生活を支える上で、極めて重要な役割を果たしていると認識しています。全体としては、行政関係者の日々の努力に敬意を表したいと思います。しかし、個別の政策において問題点がございまして反対討論を行い、来年度予算に反映していただきたいと考えています。

まず一般会計から、同和事業費についてその全般に渡って反対するとともに、中止を求めます。中でも、公費による部落解放同盟への団体助成金、個人給付は差別撤廃の観点からも法律の観点からも望ましくありません。一般施策へのすみやかな移行を求めます。また偏重な同和教育の中止と、一般的な教育へのすみやかな移行を求めるものであります。

次に、議会費。東日本震災による災害廃棄物処理のための被災地視察の決算に対し、反対討論を行います。当初からその目的、視察の必要性に問題点が指摘されていたにも係わらず、十分な議論もなく決行し、成果も得られていない

ことから、決算の認定に対し反対をいたします。

最後に、瀬戸内国際芸術祭事業のうち、土庄港アート作品設置に関するすべての委託料に対し、決算認定に反対いたします。住民福祉の増進、住民生活に直接関係のない不要不急な事業はやるべきではありません。住民生活に根差した予算への転換を求めるものであります。

次に、特別会計に対する反対討論を行います。国民健康保険特別会計について、過重な保険税負担が住民生活を圧迫しています。介護保険も同様の観点から反対し、保険税の引き下げを求めるものであります。後期高齢者医療保険制度は、制度自体に反対する立場から、決算認定に反対いたします。

以上で24年度決算に対する反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

失礼しました。ここで訂正させていただきます。先ほど、決算特別委員長の報告に対する反対討論と申しましたが、訂正させていただきます。本案に対する反対討論の発言ということで訂正させていただきます。

申し訳ございません。

○議長（川本貴也君）

それでは賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

決算については、適正に行われておりましたので賛成します。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

東日本大震災の場所を視察に行ったことは、非常に有意義だったと思います。現実の被災というものを見まして、今後土庄町の防災についてもですね、どうしていかないかな、という観点からも非常に重要であったのではないかと思いますので、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、反対がありますので、起立によって採決いたします。本案のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、平成 24 年度土庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び土庄町公営企業会計決算については、認定することに決定しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（川本貴也君）

この際、日程第 5、議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）の件から、日程第 15、議案第 11 号、財産の無償貸付けについてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

それでは、私の方から、今議会に提案されました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案書並びに審議資料をお願いいたします。

議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号 平成 25 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

初めに、人件費につきまして一括してご説明を申し上げます。40 ページをお開きください。明細書がございます。当初予算の編成時におきましては、現任の職員によりまして予算編成を行っておりました。その後、人事異動によりまして職員が 6 名減となりまして、約 7,600 万円の減少となっております。以下、議案の中では説明欄では事業名が職員給与費というのがありますが、その項目につきましては省略をさせていただきます。

続きまして 16 ページをお開きください。2 款総務費 2 項徴税費の賦課徴収事務費でございますが、町税申告に伴う臨時職員 2 名分の賃金でございます。

次に、3 項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費でございますが、町長及び職務代理者の交代によりまして戸籍文末認印変更設定でございます。

18 ページをお願いいたします。3 款民生費 1 項社会福祉費のうち、社会福祉団体助成事業につきましては、郡の医師会及び歯科医師会に対してのもので、負担金割合の変更に伴うものでございます。続きまして、高齢者福祉事務費につきましては、福祉バス運転手の嘱託賃金不足分でございます。次に介護保険及び福祉サービスはともに特別会計への繰出金となっております。次に障害者医療費給付事業及び障害者自立支援給付事業につきましては、前年度事業費精算による国庫負担金の返還金となっております。続きまして、地域生活支援事業でございますが、手話奉仕員養成事業に対する町負担分の委託料となっております。続きまして、障害者自立支援臨時特例交付金事業につきましては、当初予算編成時において実施事業が不明でありましたが、実施事業が確定したことによるものでございまして、財源のうち国庫負担金が 37 万 5,000 円の減額となっております。続きまして、国民年金事務費でございますが、電子媒体に伴うシステム改修費で、財源のうち国庫委託金が 44 万 9,000 円となっております。

20 ページをお願いいたします。国民健康保険事業につきましては特別会計への繰出金でございます。2 項児童福祉費のうち児童手当支給事業及び子ども手当支給事業につきましては、前年度精算による国庫返還金でございます。

22 ページをお願いいたします。4 款衛生費 1 項保健衛生費の、修学資金貸付事業につきましては新規 1 名分でございます。次に、生活環境整備事業につきましては、放置バス撤去委託料となっております。

24 ページをお開きください。2 項清掃費の塵芥処理事業につきましては、嘱託職員の賃金でございます。

続きまして、26 ページをお願いいたします。6 款農林水産業費 2 項林業費は、大部財産区に対する災害による作業道修繕費の繰出金となっております。次に、3 項水産業費につきましては、沖ノ島高潮対策工事でございます。財源のうちの 2 分の 1、100 万円が県の補助金となっております。

続きまして、28 ページをお願いいたします。7 款 1 項商工費でございますが、観光事務費につきましては県内旅費でございます。次に、瀬戸内国際こども映画祭事業からの振替を行っております。次に、レンタサイクル貸出事業につきましては、自転車の修繕費及び瀬戸内国際芸術祭期間中の休日貸出に従事した際の運営委託料の不足分でございます。財源につきましては、レンタサイクル施設整備基金からの繰入金でございます。次に、瀬戸内国際芸術祭事業につきましては、土庄港のアート作品のライトアップ設置料でございます。次の起業支援型地域雇用創造事業でございますが、瀬戸内国際芸術祭参加作品のうち、迷路のまちの「変幻自在の路地空間」及び肥土山の「うみのうつわ」の 2 か所を継続作品として一般公開するため、迷路のまちづくり委員会に委託するものでご

ざいまして、財源は全額県費補助金でございます。

30 ページをお願いいたします。8 款土木費 2 項道路橋りょう費のうち、町道維持費につきましては、街路灯 8 か所の修繕でございます。次に、社会資本交付金事業につきましては、節の組み替えを行っております。続きまして、6 項住宅費でございますが、公営住宅維持管理費は、大木戸住宅の高架タンク配管修繕と外壁爆裂修繕となっております。

32 ページをお願いいたします。9 款 1 項消防費の消防団施設維持管理費でございますが、消防自動車の修繕費及び寄贈積載車登録に要する費用でございます。次の水防事業につきましては、土嚢袋の購入費でございます。

34 ページをお願いいたします。10 款教育費 3 項中学校費でございますが、中学校維持管理費につきましては、楽器修繕に要する費用でございます。財源につきましては全額川向由起子氏による寄附金でございます。

36 ページをお開きください。5 項社会教育費の自主事業運営費でございますが、保健体育推進事業からの振替でございます。次の文化財保護事業につきましては、宝生院のシンパク枯死防止を行う費用でございます。財源のうち 4 万 7 千円は県の補助金となっております。次の公民館維持管理費でございますが、アクティブ大鐸で使用いたします冷蔵庫購入費でございます。次の図書館運営事業につきましては、わらべ歌を交えながら読み聞かせの方法についての講演会に要する費用でございます。全額香川県図書館協会からの補助金となっております。

38 ページをお開きください。11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費でございますが、6 地区の農道、水路の修繕費及びため池の測量設計委託料と災害復旧のための原材料費となっております。次に農地災害復旧でございますが、農地 2 件の測量設計委託料でございます。続きまして、2 項公共土木施設災害復旧費につきましては、町道 6 か所及び河川 1 か所の修繕費と町道番川原線のコンクリートブロック修繕工事となっております。

続きまして、6 ページにおかえりください。地方債の補正となっております。第 2 表のとおりでありまして、1 件の追加を行っているものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の減額分につきましては財政調整基金繰入金を減額をいたしております。今回の補正額は 4,523 万 5 千円の減額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 77 億 2,078 万 7 千円となっております。

続きまして、43 ページをお願いいたします。議案第 2 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明

を申し上げます。

歳出といたしまして、50 ページをお開きください。1 款総務費 2 項徴税費でございますが、所得更正などによります還付金及び還付加算金となっております。続きまして、2 款保険給付費 2 項高額療養費につきましては、療養費増加見込みによります増額でございます。財源につきましては、国庫支出金 484 万 4 千円、県支出金が 106 万 3 千円となっております。8 款保健事業費 3 項特別総合保健事業費につきましては、人事異動によります人件費の減額でございます。財源のうち一般会計繰入金 30 万 4 千円の減額をいたしております。

以上が補正予算の概要でございます。歳入不足分につきましては、財政調整基金を充てております。今回の補正額につきましては 1,084 万 6 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 21 億 549 万 5 千円となっております。

53 ページをお願いいたします。議案第 3 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入の特定財源につきましては歳出の際にご説明をいたします。

歳出でございますが、62 ページをお開きください。1 款総務費 1 項総務管理費でございますが、一般管理事業につきましては、新しく採用いたします認定調査員の賃金などがございます。次の低所得者対策事業につきましては、離島加算に係る利用者の負担軽減を図るために要する費用でございます。財源のうち 38 万 6 千円は県補助金となっております。続きまして、4 項計画策定費でございますが、次期第 6 次の介護保険計画を作成するためのニーズ調査に係る費用でございます。続きまして、2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費及び 64 ページになりますけれども、2 項介護予防サービス等諸費、それから 4 項高額介護サービス等諸費につきましては、今後増加見込みによる増額でございます。財源につきましては、国、県、それから支払基金、一般会計と負担率に応じて充当いたしております。4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業費につきましては、人事異動によります人件費でございます。財源につきましては、国、県、一般会計が負担率に応じて財源を充当いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 431 万 9 千円の増額となっております。補正前の予算額と合計いたしますと 15 億 9,064 万 9 千円となっております。

続きまして 69 ページをお開きください。議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 1 号でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、歳出につきましては 76 ページをお願いいたします。1 款地域包括支援センター事業費 1 項介護予防支援事業費、それから 2 款サービス

事業費 1 項居宅介護支援事業費及び 2 項の訪問看護ステーション事業費につきましては、人事異動などにより 1 名増加と時間外勤務手当増加による人件費でございます。財源につきましては、介護保険特別会計からの繰入金及び一般会計からの繰入金でございます。以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は 530 万 3 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと 1 億 2,926 万 4 千円となっております。

続きまして、79 ページをお願いいたします。議案第 5 号、土庄町税条例の一部を改正する条例でございます。審議資料につきましては 1 ページとなっております。地方税法の一部改正に伴いまして本条例の一部を改正するものでございますが、内容につきましては全て個人住民税に関するものでございます。主なものを申し上げますと、1 点が 65 歳以上の公的年金の受給者につきましては、住民税が年金から天引きされておりますが、転出した場合は納付書での納付となっておりますので、引き続き年金から天引きを継続しようというものでございます。もう 1 点が、公的年金からの仮徴収額の算定方法を見直しまして徴収額の平準化を図ろうとするものなどでございます。施行期日を申し上げますと、本則部分につきましては平成 28 年 10 月 1 日から、附則部分につきましては 29 年 1 月 1 日からの改正となっております。

続きまして、83 ページをお開きください。議案第 6 号、土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。審議資料につきましては 21 ページからとなっております。地方税法の一部改正によりまして、保険料の延滞金の率等の見直しのため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、85 ページをお願いいたします。議案第 7 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。審議資料は 23 ページからとなっております。延滞金の端数処理を規定するとともに、地方税法の一部改正に伴いまして、保険料の延滞金の率等の見直しのために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、87 ページをお願いいたします。議案第 8 号、土庄町農地、農業用施設災害復旧事業等分担金条例の一部を改正する条例でございます。審議資料は 25 ページからとなっております。香川県土地改良事業団体連合会の特別賦課金の基準に基づきまして、農地災の特別会費が不要なため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、89 ページをお願いいたします。議案第 9 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございますが、審議資料は 27 ページからとなっております。引用法律の名称変更によりまして本条例の一部を改正しようとする

ものでございます。

続きまして、91 ページをお願いいたします。議案第 10 号、土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例についてでございますが、離島振興法に基づきまして離島振興対策実施地域に土庄町が指定されたため、地方税の課税免除の措置を行いたく本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、95 ページをお願いいたします。議案第 11 号、財産の無償貸付けについてでございますが、審議資料は 29 ページからとなっております。灘山地区の採石場の景観及び環境の保全と災害の未然防止を図ることを目的に、当該土地を松本建設株式会社及び赤松石材有限会社の 2 社に無償で貸し付けるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 11 号）

○議長（川本貴也君）

ただ今説明のありました議案第 1 号、平成 25 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）から、議案第 11 号、財産の無償貸付けについてまでの全議案について一括質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

議案第 11 号の財産の無償貸付けについてなんですけれども、資料を見ておりますと、道路部分とあと山林ということになっておりますが、この部分はですね、現在どういうふうな状態になっているのかを、ひとつ教えてもらいたいと思います。それと、貸付けの後にですね、この部分は段カットになるのか、それとも盛土になるのか。例えば、段カットになるとその石は売って、収入になると思われるので、その辺のこともお願いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

濱中議員のご質問にご説明をいたします。

現在は、以前は県道としての機能を果たしておりましたが、その後無償譲与を受けまして、今のところは雑種地と、そのままの状態でございます。それか

ら、採石としての価値はあるかという話でございますが、この部分についてはほとんどございませんので、その旨申し上げたいと思います。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

この部分が段カットになるのか、盛土になるのか教えてください。

○議長（川本貴也君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

濱中議員の再質問にお答えをいたします。

そこは平地になっておりますので、対象になっていないと思っておりますが。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

平地になっているということは、採石の運搬に必要とか、そういう部分だと思いますが、その解釈でよろしいでしょうか。

（総務課長、首肯）

○2番（濱中幸三君）

OKです。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第11号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第11号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論、採決に入ります。

日程第5、議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第4号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

議案書 29 ページ、瀬戸内国際芸術祭事業、土庄港アート作品ライトアップ設置委託料 99 万 7 千円及び起業支援型地域雇用創造事業、作品公開運営委託料 47 万 5 千円に対し、予算に反対いたします。

反対理由を述べます。地方自治法第 1 条は、住民福祉の増進を図ることを、地方自治体の基幹任務であると明記しています。ところが、この間、町は財政が厳しいとの理由から、最優先しなければならない住民福祉の増進に歯止めをかけ、全体としては削減を行ってきました。そうした一方で、このような装飾品の設置やライトアップの予算を計上することは、住民の暮らしの目線からも、地方自治法の理念からも逸脱した行為であり、到底住民の理解を得られるものではありません。よって本予算に対し、反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

はい、賛成の立場で発言させていただきます。

瀬戸内国際芸術祭には全国から 17 万という方が小豆島に訪れて来ていただいております。それによって、小豆島の産業それから活力そういうことに非常に貢献していると考えております。また、福祉の向上、福祉という意味を広義に解釈すれば、住民生活の向上ということになるので、そういうことによって住民生活が向上されるということも考えられますので、賛成したいと思います。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了させていただきます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

- 議長（川本貴也君）
起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 6、議案第 2 号、平成 25 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 7、議案第 3 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 8、議案第 4 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
-

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第9、議案第5号、土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第10、議案第6号、土庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 11、議案第 7 号、土庄町介護保険条例の一部を改正する条例について
討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 12、議案第 8 号、土庄町農地、農業用施設災害復旧事業等分担金条例
の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（川本貴也君）
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と叫ぶものあり)
- 議長（川本貴也君）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（川本貴也君）
日程第 13、議案第 9 号、土庄町営住宅管理条例の一部を改正する条例につい
て討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
-

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 14、議案第 10 号、土庄町離島振興対策実施地域における町税の特別措置条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

日程第 15、議案第 11 号、財産の無償貸付けについて討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶものあり)

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

土庄町農業委員会委員の推薦

○議長（川本貴也君）

日程第 16、決定第 1 号、土庄町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案については、土庄町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、土庄町農業委員会委員を町長に推薦することになっております。

○議長（川本貴也君）

お諮りいたします。

推薦の方法については、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって推薦の方法は指名推選と決しました。

○議長（川本貴也君）

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

○議長（川本貴也君）

土庄町農業委員会委員に、中黒哲也君、平林紀芳君、三村康君、三井弘一君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました 4 名の方を、土庄町農業委員会委員に推薦することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今議長において指名しました諸君を、土庄町農業委員会委員に推薦することに決しました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

休 憩 午後 12 時 11 分

再 開 午後 12 時 25 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、今後の議会運営等についてご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 太田和博君。

議会運営委員会委員長報告

○議会運営委員長（太田和博君）

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

当委員会は、先ほど休憩中に委員会室におきまして、本日の議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

これまで議会改革活性化特別委員会において議論しておりました議員定数問題について、本日委員長報告を受けましたので、議会運営委員会において審議いたしました。その結果、議員提案により、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が提出されましたので、これの発議を日程に追加いたしました。

本日これからの会議の進め方でございますが、まずこの発議を上程し、質疑、討論、採決を行います。

続いて、閉会中の継続調査申出についての採決をお願いし、散会する予定でございます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議案の上程、提案理由の説明（発議第1号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、発議第1号として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって発議第1号、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（川本貴也君）

発議第1号、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番 太田和博君。

○11 番（太田和博君）

発議第 1 号の趣旨説明をさせていただきます。

発議第 1 号、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございます。上記の議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。提出理由といたしましては、議会改革活性化特別委員会を 6 月議会において設置し、地方分権の推進、議員自らの改革及び議会の活性化を推進する方策のなかで、議員定数問題について調査、検討いただきました。

その結果を受け、議会運営委員会において審議し、議員定数の削減を行うため条例の一部を改正するものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

提案理由に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

ただいま、説明のありました発議第 1 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

質問をさせていただきます。まず第 1 点は、定数削減の狙い、目的はどのようなものかということがまず 1 点。それから、定数削減すれば 2 人分の議員の歳費が減ることになります。この減少部分について、少数精鋭の議員ということで、残った 12 人の議員に割り振って歳費の値上げをやりますか。それから、それとも安全安心のまちづくりに使用されることを予定していますか。以上お願いします。

○議長（川本貴也君）

11 番 太田和博君。

○11 番（太田和博君）

濱中議員の質問にお答えしたいと思います。

目的ですけれども、前々から議会は人口の千人に 1 人というのは暗黙の了解でしておるそうです。再来年の 4 月には 1 万 3 千人少しになろうかというところでございます。そういうところで、14 人を 12 人にしたらなと思っております。

また報酬が 2 人分減りますけれども、そこは報酬委員会等々に聞いて、その

ときに決めたらいいんじゃないかなと思っております。そして、少なくなった 2 人分ですけれども、いま濱中議員が言われたような道もあるんじゃないかなと思っておりますので、再来年から執行されると思いますので、そのときにまた討議して決めたらいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

先ほどのことなんですけれども、やっぱりやるとして審議していく上には、将来この減少部分がいかに使われるかっていうのが大事だと思います。新しく議員が減ってから決めるのではなくて、今ちゃんと議論する前にこういうことで使いたいなっていう回答があればよかったかなと思います。

もう一遍だけ。

○議長（川本貴也君）

11 番 太田和博君。

○11 番（太田和博君）

いろいろと今、活性化特別委員会でも話が出ました。2 人分ですから 800 万弱ぐらいになろうかと思えますけれども、そういう中で、あと 12 人に分け与えて、若い人が出てくるような仕組みを作るとか、またそれを財政難の町行政の中で使うとか、いろいろな話し合いがされてきました。そういう中で、そこまではまだ何に使うとかどうするかということはまだ今決まっておられません。また、これから今日 12 人に決まりましたら、そこらを活性化特別委員会でも討議して議論していったらいいんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（川本貴也君）

発議第 1 号、土庄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

9番 上川正衛君。

○9番（上川正衛君）

9番上川です。定数削減に反対をいたします。

なぜ今、議員定数削減が必要なのかということでもあります。議員定数を減らす議論よりも特別委員会の名前のように、議会活性化を目指すなら、むしろ議員の質をいかに高め、民意の反映をどのようにするか議論の方が大切だと思います。そして、安易なこれ以上の減少は常任委員会の委員会活動を沈滞させ、議会審議を空洞化させるおそれがあるかと思えます。

また、定数を削減すれば、現職議員の強みが増して、若年層また女性の進出が困難になり、各階各層の議員構成にならず、議会が停滞する原因にもなるかと思えます。それに住民の代表としての審議決定をしますので、全町民を代表するにふさわしい数が必要かと思っております。したがってむしろ少数精鋭よりも、多数精鋭であるべきと思っております。以上、反対討論終わりです。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

私は賛成いたします。今のですね、土庄町議会はあまり機能していないんじゃないかなど。先ほどの件に関してもそうですけど、病院問題に関しても皆さんが評論家になりすぎとんじゃないかと。意見はみんな言います。それに対して一体議員は行動をしておりますかと。ほとんどしてないんじゃないかと。執行部に対して意見ばかり言うだけで、自分は何をしとんかと。意見言うために聴取だけ行ってると思えます。住民の意見とか、病院の意見とか、そういう問題を聞きに行きます。聞きに行って、執行部に意見だけを言うような感じを受けます。そういう問題からしましてですね、今の財政状況と、それから他の町村との人口とか財政問題からいたしますと、2人減というのは妥当でないかと思えます。その方が町民の多数を得られるんじゃないかなと思えます。以上です。

○議長（川本貴也君）

反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

今の山田議員の発言に対する反対討論にもなるかと思うんですけども、多様な町民の民意を議会から排除する行為であり、議会自ら町民が町政に参加する権利を削る行為であります。まさに議会制民主主義を議会が自ら破壊する自殺行為であります。

議会に対する住民の批判の矛先は、十分な審議も行わず、なんでも町当局の言いなりに無責任に議案に賛成してきた議員の質に対して向けられているものであります。住民の声を代弁するための行政機関である議会組織や機能ましてやその定数に向けられたものではありません。この度の議員定数削減案は、議員の質の問題を、議会組織のあり方に責任転嫁し、住民からの批判をかわそうとする一部の議員による姑息な議論のすり替えに他なりません。現に、議会制民主主義の破壊に繋がりがねない重大な議案である本議案でさえ、委員会で半年、わずか数回の書面で審議しただけ。先に削減を実施し、失敗したと声が上がっている自治体への視察も評価もリスクマネジメントも何ひとつ行わないまま議案が上程されています。

この度の議員定数削減は、本質的な問題を何ひとつ解決せず、民意だけを議会から排除することになるのは明白です。一方で現在の定数 14 は、法が求める 1,000 人に 1 人を超えない議員定数にも合致しており、民意を的確に反映する定数であると考えます。決して多すぎるとは言えません。各議員が議案に対し、慎重審議を尽くすことこそ住民から求められている議会改革であるということを提言し、議員定数削減に対する反対討論を終わります。以上です。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

5 番 佐々木邦久君。

○5 番（佐々木邦久君）

賛成の意見を言います。私も入って来て 1 番前ということは、今 3 年目やっております。いろいろ立派な議員が出て来ておまして、いろんところで議論されて素晴らしいなという感じを持っておりますが、今の状態の中でほんまに土庄町をどうしていくんやと。これだけ職員の数が減って、それで各責任者頑張っておられる中で、我々もやっぱり同じような考えでおらないかなということをおもっておりますので、賛成します。以上です。

○議長（川本貴也君）

反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番 (濱中幸三君)

2番濱中です。4点ほどの反対理由を述べさせていただきます。

議員の職務といいますか、1番大きなものは住民の意見の代弁者であると思います。そして、弱者の意見とか少数者の意見、多様な意見をきちんと汲み取って、それを町の行政に反映するということが必要になるかと思います。特にいま過疎・高齢化が進み人口が減っております。豊島の人口は今900人少しです。そのような人口が少なくなった島から、議員定数が減りますと、議員が出せなくなると。豊島の方の意見がなかなか町の行政に反映しなくなるというようなことが大いに考えられると思います。これは、過疎化はどんどん進んでますので、土庄町全域の問題でもあると思いますが。

それから2点目。職員はいま現在どんどん給料を削減という方向になっていきます。私は議員の歳費を職員と合わせて減額しようというのであれば、これは理解できます。しかし、議員自らが自分の口を塞ぐというのは理解できません。先ほど福本議員が言ってましたように、自殺行為と言ってましたけれども、まさにその自死行為であると強く感じます。

それから、第3点目なんですけれども、議会活性化特別委員会の中で今まで3回ぐらい議論をしてきました。そして、いま特に問題になっている病院の問題で、いろいろな地域の方々と話す機会があると思いますけれども、その中で、いま町の行政の方向とか議会の動きが見えない、というような意見が多数あります。このような事こそ、議会活性化委員会で住民を巻き込んで議論を進めていくことが、議会の活性化になると思います。いま議員を削減することは、議会活性化の方向にも反していると考えております。

それから4点目。地方自治法第91条では、市町村議会の議員の定数の上限を定めております。これは22名です。で、12名になりますと上限の半分近くになります。それと県下の町の議員定数を議会活性化特別委員会の中で資料としていただきましたけれども、県下の市町村は直島町を除いて約千人前後に1人の議員ということになっております。しかしながら、地方自治法で求めている議員の定数、香川県議会を調べてみますと、県議会の定数の上限は46名ぐらい、はっきり分かりませんが46名ぐらいだと思います。現在の議員の定数は43名です。県議会も半分くらいにするのであれば、25、26人というような感じになると思いますけれども、県議会はいま議員定数を削減しておりません。やっぱり県議会も多くの県民の方の意見を吸い上げるということで、上限に近い数字で今やっております。

いろいろなことを4点ほど言いましたけれども、そういうことで議員定数の

削減には強く反対したいと思います。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

いま言われましたけども、香川県の町村の状況によりましたら直島だけは例外ですけれども、だいたい1,000人に1人の議員になっております。そのため土庄は13,000と言いましたけども、どんどん過疎が進んで減っております。そのため、議員定数を14人を12人に改めることに賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

6番 泊満夫君。

○6番（泊満夫君）

泊です。いま全国的にこの議員の削減は、どの市町村議会あるいは県議会でも出ている問題は承知の事実でございます。ただ、やはり各々の議員が述べられておるとおり、原因は議会に対する不信の表れ、あるいは議員の報酬が高すぎるといふ、そういった声も今現在ございます。総体的に議会を信頼していないといふべきではないでしょうか。

それに対して、議員が自ら定数を削減したり、報酬を切り下げたり、こんなことをして大丈夫なんでしょうか。住民の代表として送り込まれた議員が、その代表の頭数を減らそうと提案して、またそれを議決してよいのだろうか、少し疑問が残ります。議員の数が多いか少ないかによって、住民の意向の調整の仕方が変わるのは必然であります。何人の議員を送り込むかは住民にとって非常に重要な事柄でもあります。このことから言えば、議員が議員だけで議員定数を削減するのは、住民から委ねられた権限を逸脱するものとも言えるのではないのでしょうか。議員の数を減らすのは住民でございます。しかし、現実には住民が議員定数を決めるのは、不可能に近い状況です。実際には、公募などで多数の住民を議会の審議に巻き込むことも大切ではないかと考えます。議員定数、これらの行為は議会自ら議会の存在価値を、さらには議員の存在価値を否定しているのと同じであると思います。

議会がなすべきことは、住民にとって有益な働きをしていないことに対する反省ではないでしょうか。つまり、予算審議にしても住民の意見を、あるいは関係者の意見を聞くことが必要ではないでしょうか。これが議会としてできて

いるかどうかであると思います。これら住民の意見を反映するためには、できるだけ多くの議員が必要になります。議員という職業をもっと魅力あるものにならなければならないと考えております。議会が地方自治の主役として機能を果たすには、何はともあれ、住民の意向を議会に的確に反映できるようにしなければなりません。そのためには住民に情報を提供し、住民に理解をしてもらった上で、住民に意向を表明してもらうことが必要となるのではないのでしょうか。議会が住民の意向を汲み取るような装置となることが必要と考えます。議員は住民の代表として活動する、このことは専門的な知識や技術を身につけることも大切ですが、住民と同じような目線あるいは常識、感覚を持って地方自治に参加することが大切であると考えます。

地方行政は町の職員であり、我々議員は住民とともに地方自治を推進する、その実現にあると考えます。そのために今後やるべきことは、議会での討論の仕方を変えることが必要ではないのでしょうか。議会と町長、議員との関係では一問一答方式、議員同士の議論での争点、論点を高め合う、そういうことが大切ではなかろうかと思えます。もちろん、本会議での議員相互間の自由な討議なども必要ではないのでしょうか。こういうことを避けずして、それから住民に民意を問い、それからでも議員定数を減らすことについては遅くはないと考えております。本会議、委員会、特別委員会の原則公開、議会主体の一般会議の開催、町民・各団体・NPOなどとの意見交換、政策能力の強化、政策提案の拡大、こういったことをやっていかなければならないと考えております。また委員会での公開、有線テレビの中継導入、ナイター議会、議会擁護の追放、つまり量をいじくるのではなく、質につながる仕組みの改革を住民は求めていると考えます。これらを実行していく中で議員定数についても議論を深め、結論を出すことが大切と考えますので、現時点では時期尚早と判断し、本議会では反対を表明したいと思えます。以上です。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

わが町の町議会におきましては、過去から1,000人に1人というのが続けられてきております。こういったことを考えまして、私は賛成の方に、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

反対討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

7番 山本良熙君。

○7番（山本良熙君）

条例改正に反対いたします。定数の削減イコール議会改革だと、皆さんの、賛成者の意見を聞くとそう思えて仕方ありません。議会や議員が担う役割が何なのか、その役割を果たす上でネックとなっているのは何か、これを踏まえた上で改善すべき点を正していくのが本来の改革であると思います。定数削減ありきは認められません。そういうことで反対いたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

13番 川口幸路君。

○13番（川口幸路君）

まず、香川県の9町、直島は別にしまして8町を見ると、今回の12人、2名減は決して、他町に比べて悪いとかおかしいということじゃない。27年ですから、30年には限りなく12,000人台になる。ということは1,000人に1人でほしい合う、それが1点。それと、やはりわが町の財政面を考えたときに、やはり議員自ら身を削って財政面に寄与するということはですね、やはり議会も立派に身を切ってやっておるなということが、ありとあらゆるところに波及効果出てくるということも考えられるなと思います。そういうことで、ぜひひとつ2名減で賛成いたします。以上です。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

○議長（川本貴也君）

12番 藤本誠助君。

○12番（藤本誠助君）

今まさにそういう時期ではないと考えます。反対です。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

○議長（川本貴也君）

11番 太田和博君。

○11番（太田和博君）

いろいろと反対のご意見をいただきました。真摯に捉えてまいりたいと思いますけれども、私は提出者でありますので、この案件は賛成いたしたいと思えます。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（川本貴也君）

日程第 17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長より、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり継続調査に付することに決しました。

散 会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後 12 時 56 分